

仁保幼稚園・保育園 重要事項説明書

園児の教育・保育の提供の開始に当たり、当園が貴殿に説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	山口市		
所 在 地	山口市	亀山町2番1号	
電 話 番 号	083	— 934	— 2798
代 表 者 氏 名	山口市長 伊藤 和貴		

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼稚園	保育園
施 設 の 名 称	山口市立仁保幼稚園	山口市立仁保保育園
施 設 の 所 在 地	山口市 仁保中郷82	
連 絡 先	電 話 番 号	083 — 929 — 0043 F A X 083 — 929 — 0054
管 理 者	園 長 原田 園美	
対 象 児 童	4月2日時点で3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども	
利 用 定 員	1号認定	3歳児 5人 4歳児 15人 5歳児 15人 合計 35人 2号認定 3歳児 5人 4歳児 5人 5歳児 5人 合計 15人
開 設 年 月 日	昭和 31 年 4 月 1 日	
事 業 所 番 号		

3 サービスの目的・運営方針

<p>○教育目標 幼児の発達の実態や地域の特色を生かし、豊かな感性をもち、心身ともに健やかな幼児の育成に努めます。</p> <p>○めざす幼児像 ・げんきな子ども…友達と力を合わせて元気いっぱい遊ぶ子ども ・やさしい子ども…思いやりの心をもって人やものを大切にする子ども ・がんばる子ども…自分に自信をもち最後までやりとげる子ども</p> <p>○経営方針 ・子どもが楽しく遊び込んだり、友達と思いや考えを伝え合いながら意欲的に遊びを進めたりできるような援助や環境を工夫する。 ・発達段階や特性、育ちの様子などを踏まえて、一人一人が安心して思いを出しのびのびと過ごせるような教師の関わり方を考え、園内で共通理解をする。 ・保護者や地域へ幼稚園の取組や子どもの様子を発信し、信頼関係を築いていく。小学校や中学校と連携を密にし「仁保で育てたい子ども像」の具現化に向けての研修に取り組み、幼保小中一貫して子どもの育ちを支えていけるようにする。</p>

4 本園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	3074.00	m ²
	園庭	1804.00	m ²
園 舎	構造	木造・鉄骨造り	
	延べ面積	341.00	m ²

(2)主な設備

設備	部屋数	備 考
職員室		
保育室	2室	たんぽぽ組 (3歳児)
		れんげ・ひまわり組 (4・5歳児)
遊戯室(ホール)	1室	

5 職員の設置状況

職 種	職務内容	員数	常勤	非常勤
園長	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。	1名	1名	
主任	主任は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し教育・保育内容について他の保育士を統括する。	1名	1名	
幼稚園教諭・保育士	教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。	3名	3名	
補助教諭	教育・保育の補助を行う。	1名		1名
延長保育士	延長保育の保育を行う。	4名		4名

※ 本園では、「山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月29日山口市条例第29号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

<各職種の勤務体系>

勤務時間	勤務体系
7:30~8:00	幼稚園教諭・保育士 3名以上(園児数に応じて配置)
8:00~14:00	幼稚園教諭・保育士 6名以上(園児数に応じて配置)
14:00~18:00	幼稚園教諭・保育士 7名以上(園児数に応じて配置)
18:00~19:00	幼稚園教諭・保育士 2名(園児数に応じて増減あり)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 教育・保育を提供する日

(1)1号認定における開園日・休園日についての基本的な考え方

保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとします。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)、祝日及び次に掲げる長期休業日は休園となります。

- (1) 夏季休業 7月21日から8月27日まで
- (2) 冬季休業 12月25日から1月7日まで
- (3) 学年末休業 3月27日から3月31日まで
- (4) 学年始休業 4月1日から4月9日まで

(2)学年及び学期

当園の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

1年を次の3学期に分ける。

- 第1学期 4月1日から8月27日まで
第2学期 8月28日から12月31日まで
第3学期 1月1日から3月31日まで

(3)2号認定における開園日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝日は休園となります。

7 教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

①1号認定における教育提供時間

- (1) 通常教育時間 午前8時30分から午後2時まで
(ただし、水曜日については、午前8時30分から午前11時30分まで)
- (2) 預かり保育時間 午後2時から午後4時まで
(ただし、水曜日については、午前11時30分から午後4時まで)

※最終登園時間は、午前9時となります(都合によりやむを得ない場合を除く。)

②2号認定における保育提供時間

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

午前7時30分から午後6時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午後7時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。)

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

午前8時から午後4時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時30分から午前8時まで又は午後4時から午後7時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。)

8 提供する教育・保育等の内容

本園は、教育基本法、学校教育法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領(平成29年告示)、保育所保育指針(平成29年告示)に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供します。

(1) 特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

(3) 食事の提供

年齢	午前間食	昼食	午後間食	備考
3歳児		午前11時45分頃	午後3時頃	
4歳児		午前11時45分頃	午後3時頃	
5歳児		午前11時45分頃	午後3時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば、医療機関で診察等を受け、アレルギー疾患生活管理指導表を作成してもらって必ず提出してください。

9 諸費用

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(利用料)

ア 1号認定における通常教育時間に係る利用料は、0円です。預かり保育に係る利用料は、16に定めるとおりです。

イ 2号認定における通常保育時間に係る利用料は、0円です。

(2) 教育・保育の提供に要する実費等の費用

(1)に掲げる保育料のほか、17に掲げる費用を負担していただきます。お支払い方法については、別途お知らせします。

10 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

1 本園は、市が行った利用調整により本園の利用が決定されたときは、これに応じる。

2 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得るものとする。

3 本園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 利用幼児が小学校に就学したとき
- (2) 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	こぐま診療所
医 院 長 名	寺地 真一
所 在 地	山口市大内中央2丁目5-15
電 話 番 号	083-941-3122

(2) 眼科

医療機関の名称	よしき眼科クリニック
医 院 長 名	高橋 典久
所 在 地	山口市吉敷中東3丁目17-22
電 話 番 号	083-941-6663

(3) 耳鼻咽喉科

医療機関の名称	亀山クリニック
医 院 長 名	金谷 浩一郎 (菊池 奈美)
所 在 地	山口市亀山5-8
電 話 番 号	083-901-5550

(4) 歯科

医療機関の名称	しばた歯科医院
医 院 長 名	柴田 龍志
所 在 地	山口市香山町6-24
電 話 番 号	083-902-5605

12 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

13 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 園長または主任 ・ご利用時間 8:30 ~ 17:15 ・電話番号 083-929-0043 FAX 083-929-0054 <p>担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。</p>
第三者委員	<p style="text-align: center;">保育幼稚園課 電話番号 083-934-2798</p>

※ 本園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。																
防災設備	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">・自動火災報知機</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">有</td> <td style="width: 10%;">・誘導灯</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">有</td> </tr> <tr> <td>・ガス漏れ報知器</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td>・非常警報装置</td> <td style="text-align: center;">有</td> </tr> <tr> <td>・非常用電源</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td>・スプリンクラー</td> <td style="text-align: center;">無</td> </tr> <tr> <td>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">有</td> </tr> </table>	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有	・ガス漏れ報知器	有	・非常警報装置	有	・非常用電源	無	・スプリンクラー	無	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有
・自動火災報知機	有	・誘導灯	有														
・ガス漏れ報知器	有	・非常警報装置	有														
・非常用電源	無	・スプリンクラー	無														
・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有														
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施し、年2回は消防署に報告します。																

15 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済(幼稚園)東京海上日動火災保険株式会社(保育園)
保険の内容	園の管理下における災害に対し、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金)が行われます。

16 本園におけるその他の留意事項

預かり保育の利用料	一日当たり:(1時間当たり200円×利用時間)－30円
-----------	-----------------------------

17 保護者に負担を求める実費等の費用

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食費	本園において提供する給食の食材費	月額 2,400円 (幼稚園部分) 月額 4,500円 (保育園部分)
おやつ代	預かり保育に係るおやつ代(幼稚園部に限る。)	1食 30円
保育活動費	保育活動に伴う各個人に係る消耗品代 (個人ごとに持ち帰るプレゼントや作品の材料費、 遊びの道具など)	月額 500円
教育充実費	教育環境の整備充実に係る必要費	月額 200円
絵本代(月刊誌)	保育活動に使用する個人絵本代	月額 490円程度

(参考)その他の費用

みのり会会費(PTA会費)	PTAの活動費に係る費用	月額 700円
---------------	--------------	---------